

友好都市「保定市」との 草の根交流を支援します

友好都市である中国河北省保定市と市民間の交流促進のため次の支援を行っています。

【私設訪中団への補助金交付】

- 補助金の交付条件
- 市民間の友好親善を目的とした訪問で、保定市に2日間以上滞在すること（営利目的などを除く）
- 市内に在住・通勤・通学する中学生以上の5人以上で組織され、市内在住者がその過半数を占めること
- ほかの公的機関から補助を受けないこと

※一度補助金を受けた方には2年間再交付しません。

■補助金額 団員1人3万円を限度に予算の範囲内で決定

【市民訪中団の団員募集】

■訪中日程

9月中旬（4泊5日）予定 ※応募が少数の場合は中止。

■対象者 市内に在住・通勤・通学する中学生以上の方

■補助金額 1人約3万円

■応募期限 7月30日(月)

■問合せ 市庁舎本館総務課 国際交流係

TEL 0897-52-1206

国民年金保険料の免除・猶予申請を受け付けます

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の年金を受けられない場合があります。経済的な理由などで保険料を納めることが難しい方には、保険料を免除または猶予する制度があります。

7月から平成24年度の保険料の免除・猶予制度の申請を受け付けます。

※7月中に申請する場合は、平成23年度の免除（納付猶予）の申請もできます。

■免除・猶予制度の種類

- ①全額免除制度
保険料納付が全額免除される制度です。本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定の額以下であることが必要です。
- ②一部免除制度
保険料納付が一部免除される制度です。4分の3・半額・4分の1の免除があります。本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定の額以下であることが必要です。
- ③若年者納付猶予制度
30歳未満の方の保険料納付を猶予し、後で納付ができる制度です。本人、配偶者の前

年所得が一定の額以下であることが必要です。

④学生納付特例制度

学生の方の保険料納付を猶予し、後で納付ができる制度です。本人の所得が一定の額以下であることが必要です。

※失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、失業された方の前年所得を除外して審査を行う失業特例もあります。

■免除・猶予を受けた期間は

年金を受給するための資格期間として計算され、免除の段階に応じて一部金額に反映されます。

※部分免除で一部納付が必要な方は、納付をしないと年金額に反映されません。

■申請先

○新居浜年金事務所
TEL 0897-35-1368

○市庁舎本館市民生活課
年金係

TEL 0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課
市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

第62回社会を明るくする運動 強調月間 7月1日～31日

犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、期間中は市内各所で啓発活動を実施します。運動に対するご理解、行事への参加をお願いします。

■行動目標

- ①犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ②犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

■重点事項

- 立ち直りを支える取り組みについての理解促進
- 就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取り組みの推進
- 主な行事
○保護司会、更生保護女性会などによる街頭啓発活動
- 市内中学生を対象とした作文コンテスト
- 西条地区大会を7月27日(金)に総合文化会館小ホールで開催。10時から中学生の主張（作文発表）、作文入賞者表彰式、13時30分から公開ケース研究会。

■問合せ 市庁舎本館市民生活課内 「社会を明るくする運動」 西条地区推進委員会事務局

TEL 0897-52-1493

飼い犬の登録と狂犬病予防注射はお済みですか？

犬の飼い主には、犬の一生に1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が狂犬病予防法で義務付けられています。登録は市担当課または市内動物病院で、狂犬病予防注射は市内動物病院で、必ず行ってください。詳しくは広報4月号をご覧ください。

飼い主の皆さんは、マナーやルールを守って飼いましう。

■登録料金 一頭3000円

■注射料金 一頭2850円

■問合せ
○市庁舎別館環境衛生課衛生係
TEL 0897-52-1461

○各総合支所市民福祉課
生活環境係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

